

墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由及び内容

諸般の情勢に鑑み、区長等の給料の額及び期末手当の支給月数を次のとおり改定する。

(1) 給料の額 (月額)

区分	現 行	改 正 案
区 長	1, 1 3 1, 0 0 0円	1, 1 4 2, 0 0 0円
副 区 長	9 1 3, 0 0 0円	9 2 2, 0 0 0円

(2) 期末手当の支給月数

	現 行	令和5年度（案）	令和6年度以降（案）
年間支給月数	3. 6 4	3. 7 2 (+0.08)	3. 7 2 (+0.08)
6月	1. 820	1. 820(——)	1. 860(+0.04)
12月	1. 820	1. 900(+0.08)	1. 860(+0.04)

2 施行期日

- (1) 本年12月に支給する期末手当に係る改正 公布の日
- (2) 給料の額に係る改正 本年12月1日
- (3) 令和6年度以降に支給する期末手当に係る改正 令和6年4月1日